

# 英国の1993年統一地方選挙

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 074 (AUG.31,1993)

## はじめに

### 第1章 1993年統一地方選挙

- 1 選挙の状況
- 2 イングランド及びウェールズの選挙結果  
(ニューベリー選挙区の下院議員補欠選挙結果)
- 3 選挙結果に関する各紙の報道
- 4 選挙結果のまとめ
- 5 北アイルランドの選挙結果

### 第2章 地方選挙のしくみ

- 1 統一選挙
- 2 選挙区と定数
- 3 選挙権と被選挙権
- 4 投票
- 5 選挙費用
- 6 シティーの選挙制度

(参考) 1981年英國国籍法と市民権について

財団法人 自治体国際化協会  
(ロンドン事務所)

# 目 次

はじめに	-----	1
第1章 1993年統一地方選挙	-----	2
1 選挙の状況	-----	2
2 イングランド及びウェールズの選挙結果	-----	3
(ニューベリー選挙区の下院議員補欠選挙結果を含む)		
3 選挙結果に関する各紙の報道	-----	6
4 選挙結果のまとめ	-----	7
5 北アイルランドの選挙結果	-----	9
第2章 地方選挙のしくみ	-----	10
1 統一選挙	-----	10
2 選挙区と定数	-----	13
3 選挙権と被選挙権	-----	13
4 投票	-----	15
5 選挙費用	-----	15
6 シティーの選挙制度	-----	15
(参考) 1981年英國国籍法と市民権について	-----	17

## はじめに

本年5月、イングランドとウェールズの全カウンティの議会議員選挙、北アイルランドの全ディストリクトの議会議員選挙が相次いで行われた。また、前者に合わせて英国議会下院議員の補欠選挙も実施された。

特にカウンティ議会の統一選挙と下院議員の補欠選挙は、メジャー政権に対する国民の信任を占うものとして注目されたが、結果は保守党の大敗北、自由民主党の地滑り的勝利に終わった。僅か1年前には、大方の予想を覆し、保守党が下院総選挙で単独過半数を維持するとともに統一地方選挙でも勝利し、保守党による長期一党支配の可能性すら論じられたことを考えれば、まさに様変わりの選挙結果となった。

保守党の敗因は長期不況と政府の経済失政に対する国民の不満が噴出したものと考えられ、昨年の総選挙後の炭鉱閉鎖問題、ERM（欧州為替相場機構）離脱とともに伴うポンド安、緊縮予算編成に起因する新たな失業の発生及び行政サービスの低下等々、一連の不景気な動向に関するツケが一気に回った感がある。いずれにしても、メジャー首相にとって厳しい国民の回答であった。

このレポートでは、第1章で上記3つの選挙結果を紹介し、第2章では英国の地方選挙のしくみを解説する。執筆はロンドン事務所所長補佐の塚廣基が担当した。

## 第1章 1993年統一地方選挙

### 1 選挙の状況

(1) イングランド及びウェールズでは毎年5月の第1木曜日に統一地方選挙が行われるが、本年（1993年）は我が国の県に相当するカウンティの議会について選挙が実施される年に当たり、5月6日、47の全カウンティにおいて総数約3,500議席の改選が行われた。一層制の地方構造を持つロンドン及び6つの大都市圏にあっては、選挙は実施されなかった。

また、同じく一層制の地方構造を持つ北アイルランドにあっても、第3水曜日である5月19日、26の全ディストリクトの議会について総数582議席の改選が行われた。スコットランドは、本年は一切の選挙が実施されない年であった。

なお、イングランド及びウェールズの統一地方選挙が実施された5月6日、イングランド南部バークシャー県に位置するニューベリー選挙区で英国議会下院議員の補欠選挙が併せて実施された。

(2) 昨年（1992年）は下院総選挙と統一地方選挙の2つの選挙が相次いで行われた。同年4月に行われた総選挙では、苦戦を予想されたメジャー保守党政権が健闘し、13年ぶりに政権奪還を目指した野党・労働党の望みはあっけなく潰えてしまった。5月に行われた統一地方選挙では、国政を担当している政党が地方選挙では苦戦するという最近の傾向から、労働党の健闘が予想された。しかし、この選挙でも保守党が勝利し、労働党は敗北を喫することになった。

(3) 今年の統一地方選挙ではイングランド及びウェールズの全カウンティ議会議員の改選が行われ、結果如何によっては地方政界地図が大きく塗り替えられるため、注目を集めた。結果は保守党が大幅に議席を失い、自由民主党が躍進、相次いで保守党の地盤を覆した。労働党は僅かながら議席を増やした。同時に実施された下院議員の補欠選挙においても、自由民主党候補が圧勝した。

(4) 本稿では、イングランド及びウェールズにおける全カウンティ議会議員選挙の結果を中心に紹介し、併せて参考として下院議員の補欠選挙結果についても触れる。政党が異なる北アイルランドのディストリクト議会議員選挙については、その結果を簡単に紹介するに止める。

## 2 イングランド及びウェールズの選挙結果

### (1) カウンティ議会議員選挙

前回（1989年）のカウンティ議会議員選挙では、保守党と労働党とともに議席を伸ばし、自由民主党は合併（自由党と社会民主党）後の低迷で大きく後退した。

今年の選挙では、昨年の人頭税（コミュニティ・チャージ）のような注目すべき争点がなく、不況感の漂う中、経済問題が最大の争点であった。ギャロップの世論調査によれば、保守党が労働党に大きく差をつけられる状況にあった。

投票翌日（金）の各紙は「保守党大敗、自由民主党大躍進」といった見出しで開票途中における選挙結果状況を以下のように報じている。

「メジャー政権にとって全地域における自由民主党の大勝利は驚きであり、保守党は昨年の総選挙の勝利から僅か1年で屈辱的なひじ鉄砲をくらった。昨日までは16のカウンティを支配していたのに。」（5／7日付け、タイムズ紙）

「（自由民主党は）議席を回復し、保守党の議会を一掃した。政府は今や国民の信頼を失っている。政府は、その政策、閣僚、そして姿勢を変えなければならない。」（5／7日付け、ガーディアン紙）

「今朝の早い時点で既に保守党は非常に辛い日を迎えることになった。保守党が過半数を占めるカウンティ議会は僅かに1つだけとなった。」（5／7日付け、フィナンシャル・タイムズ紙）

翌5月8日（土）付けのインディペンデント紙が報じたところによると、各党の得票率は、保守党31%、労働党41%、自由民主党24%、その他4%であった。保守党は現有議席の約3分の1に当たる490議席を失い、一方、労働党は92議席の微増、自由民主党は392議席の増加と大躍進した（表1）。

この結果、保守党が過半数以上を占める議会は僅か1つとなり、保守党にとって潰滅的な状況となった。特に保守党の強い地盤であるイングランド南東部において、1889年のカウンティ制度創設以来103年間支配してきたケント県をはじめ、サリー県、東西サセックス県等の多くのカウンティ議会で支配政党としての地位を失った。

過半数を占める政党のいない「ハング(Hung)」と呼ばれる議会を持つ地方団体が12団体も増加し、47のカウンティ中28団体までが多数党のいない状態になった。ちなみに、単独政党が過半数を占める議会は、労働党が14、自由民主党が3、保守党は一気に15団体の議会を失い、バッキンガムシャーの1のみとなった（表2）。

なお、英国の地方団体では、議会が議決権のみならず執行権も持っているため、議会で多数派を占めることが当該地方団体で政権を獲得することを意味する。

表1 政党別選挙結果一覧（イングランド及びウェールズのカウンティ）

政 党 名	新議席数	増 減 数	多数党としての 単独支配団体数	単独支配団体 の増減数
保 守 党 (Conservative)	969	-490	1	-15
労 働 党 (Labour)	1,388	+92	14	+1
自由民主党 (Liberal Democrat)	873	+392	3	+2
そ の 他	268	プライド・カムリ +14 無所属 -8 その他 -11	1	0

（注1）英国では、地方選挙の結果についてはマスコミの報道が中心となっているため、各紙の取材結果によっては数値に若干の相違が出る場合がある。上記の数字は、インディペンデント紙が報道した選挙結果を集計したものである。

（注2）「その他」には、「自由党（Liberal）」、「社会民主党（Social Democrat）」、「緑の党（Green Party）」、「居住者・納税者会（Ratepayers / Residents）」、その他が含まれる。

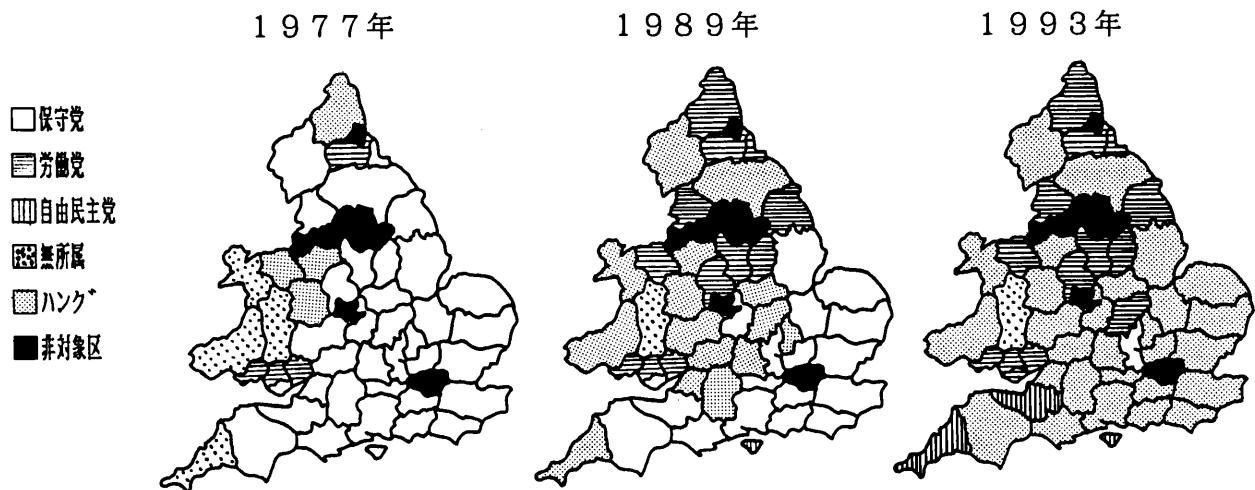
（注3）「プライド・カムリ」は、ウェールズ独立を唱える民族主義的な政党であり、また「居住者・納税者会」は、全国的な政党組織ではなく、居住地域ごとに組織された住民団体である。

（注4）「増減数」は、前回（1989年）選挙で獲得した議席数との増減比較であり、「単独支配団体の増減数」は、今回選挙直前の状況との増減比較である。

表2 単独支配のカウンティ数（表1から再掲）

政 党 名	今回選挙結果	今回選挙直前	増 減 数
保 守 党	1	16	-15
労 働 党	14	13	+1
自由民主党	3	1	+2
そ の 他	1	1	0
過半数政党なし	28	16	+12

図1 カウンティの支配政治勢力の移行



## (2) 下院議員補欠選挙（ニューベリー選挙区）

今回の補欠選挙は、保守党議員の死去に伴い行われたもので、昨年実施された総選挙後初の補欠選挙であった。結果は自由民主党候補が議席の継続確保を狙う保守党候補を大差で退け、保守党にとっては統一地方選挙の敗北とともに二重のショックとなった。

ニューベリー選挙区は、イングランド南部のバークシャー県に位置し、1924年以来保守党が議席を確保し続け、従来から保守の地盤とされてきたところである。労働党的勢力は弱く、自由民主党候補がマージャー政権に対する批判票を集めて保守党候補に勝つことができるかどうかが焦点であった。前回自由民主党候補は保守党候補に12,357票の票差をつけられていたが、今回は逆に22,055票もの大差をつけて自由民主党候補が大勝した。これは昨年選挙時から28%もの票が移動した結果であるが、近年このように大幅な票の移動はなかったことである。

表3 政党別得票結果（下院ニューベリー選挙区）

政党名	今回補欠選挙	1992年総選挙
自由民主党	37,590 (65%)	24,778 (37%)
保守党	15,535 (27%)	37,135 (56%)
労働党	1,151 (2%)	3,962 (6%)
その他	3,497 (6%)	539 (1%)

(注1) ( ) 内は得票率

(注2) 今回投票率は71.25%

この結果、英國議会下院における各党の議席数は次のとおりとなった。

政 党 名	保 守 党	労 働 党	自由民主党	そ の 他	(野党計)
議 席 数	335	271	21	24	(316)

### 3 選挙結果に関する各紙の報道

以上の選挙結果に対し、各紙は以下のようなコメントを述べている。

「保守党は、今日ほどイングランドとウェールズのカウンティ議会で弱かったことはない。・・・単独支配のない多くの議会の誕生は、新しい政策の台本を国民が求めていることを意味する。・・・選挙結果は保守党にとって異常なまでに重大である。今回の選挙で最も重要な点は、有権者が反保守党へ票を投じたことである。そして自由民主党が最大の恩恵を受けたのである。・・・地方議会は今や保守党の手中にはない。・・・有権者は新しく歴史的な議題を提供した。各党はそれに答えなければならない。」（5／8日付け、ガーディアン紙）

「メジャー首相は、地方選挙における保守党の悲惨な結果に対する怒りが増す中で信任が問われている。そして下院議員の補欠選挙でも屈辱的な敗北を喫した。保守党長老議員は、秋までには強力な内閣組閣を実行すること、特に経済政策に失政の目立つラモント大蔵大臣を更迭し、困難に直面している政府を再発進するよう警告した。」（5／8日付け、デイリー・テレグラフ紙）

「かつては強固な保守党地盤であった多くのカウンティ議会が失われた。・・・多くのカウンティが野党の支配にある事実は、ホワイトホール（政府）とタウンホール（地方）の（政治の）割れ目がさらに広がったことを意味する。」（5／8付け、タイムズ紙）

また、各党の首脳・党議員は以下のようなコメントを残している。

「私はこの敗北に言い訳はしない。国民は、政府に一撃を加えることを決心し、それを実行したのだ。保守党は西ヨーロッパで一番激しい政治闘争を行っていることを忘れてはならない。我々はまた帰ってくる。」（メジャー首相。5／8日付け、フィナンシャル・タイムズ紙）

「この選挙戦の結果は、政府の長年の政策によってもたらされたものである。政府は我々を助けてくれなかった。政府はいつも地方政府を攻撃している。私はこの結果に驚いてはいないが、ケント県がこの先どうなるのか分からない。」（ケント県前保守党リーダー。5／8日付け、ガーディアン紙）

「自由民主党はニューベリーの補欠選挙で素晴らしい勝利を挙げたが、我々労働党は国中で勝利している。パークシャー、ハートフォードシャーやエセックスにおける労働党の議席の伸張は、党にとりもはや不毛の地域はないことを示している。」（スミス労働党党首。5／8日付け、デイリー・テレグラフ紙）

「この選挙結果は、英国が多党派政治に向っているという私の見解を裏づけるものである。政党間の連立を求めていたのだ。地方議会で協力体制は当然生ずるし、この傾向は将来にわたり増すであろう。」（アシュダウン自由民主党党首。5／8日付け、タイムズ紙）

（また、下院議員の補欠選挙についても）

「これは（自由民主党の）稀に見る大勝利だ。政府は変革を求める怒濤のような声に応えなければならない。・・・国民は、政府の失敗した経済政策にはノーと言っているのだ。」（同前。5／8日付け、ガーディアン紙）

以上のように各紙とも、保守党の大敗北、自由民主党の地滑り的な勝利を伝えている。保守党内には当然のことながら敗戦の責任を追及する声が上がっている。各紙は「（選挙の敗因と考えられる経済政策の責任を問い合わせ）ラモント大蔵大臣は政治責任を取る必要がある。彼は更迭されるべきだ。」（マイケル・コブリン保守党員。5／8日付け、タイムズ紙）、「党内の閣僚や議員は、大蔵大臣のラモント氏の辞任が夏の内閣改造には必要であると考える点では一致している。」（5／11日付け、インディペンデント紙）と報道し、メージャー首相の内閣改造は決定的になったと伝えている。

#### 4 選挙結果のまとめ

（1） 今回の統一地方選挙は、メージャー首相の下での保守党政権が国民からどの程度信頼を得ているかを測る重要な意義を有するものであった。結果は、予想を上回る自由民主党の躍進と保守党の大敗北に終わった。今後保守党は、地方議会に中央政治の影響を及ぼすことができないことになる。労働党は微増であったが、各紙とも高い評価は示していない。同時に下院議員の補欠選挙でも保守党は破れ、保守党は二重の敗北を喫した。従来からの、地方議会においては労働党が優勢ということに変わりはないが、下院において保守党が優勢という状況は、今後の政局次第では予断を許さなくなったともいえる。

（2） 今回の保守党の敗因は、各紙の論調によると、高い失業率からも窺えるように、長引く経済不況の中で国民の生活不満が吹き出したものと考えられる。保守党にとっては残念なことに、インフレ率が大きく低下し経済好転の兆しが見られる中であったが、ファウラー保守党幹事長の「選挙結果は残念だが、その背景を考える必要がある。・・・景気の回復は始まっているが、初期段階なので国民には実感がわからないのだ。数ヶ月のうちには着実に状況はよくなる。」（5／7日付け、タイムズ紙）という発言にもあるように、国民が経済の回復を実感するに至っていないことを今回の選挙結果は示した。

その後、スコットランドの保守党大会でメージャー首相は、「もう野党のにわか景気も終わるし、保守党の後退はない。インフレーションも確実に治まった。」（5／15日付け、フィナンシャル・タイムズ紙）と述べるなど、今回の結果は過去の不況に対する国民の不満が現れたものであり、既に英国経済は回復途上に入ったことを強調している。

そして、メージャー首相は、保守党国會議員からの政府の権威を回復する手立てを早急に実施しないとリーダーシップが疑われるとの声に、5月27日には内閣改造を発表し、予想どおりラモント大蔵大臣を更迭したが、これは政局のその場しのぎにすぎず、ラモント氏の更迭は世論をかわす一種のスケイプゴートだと見る向きもある。

(3) 単独支配政党のない地方議会については、「保守党が103年間支配してきたバーカシャー県議会は、今回の選挙により労働党と自由民主党の連立議会に変わった。今後の議会運営が注目される。」（5／21日付け、ローカル・ガバメント・クロニクル紙）と報道されているように、その新しい動きが注目される。実際にも各地で、新しく労働党と自由民主党の政策及び議会運営上の協力が始まっている。

今後、仮に保守党に対抗して労働党と自由民主党の地方レベルでの協力が一層進むようなことになれば、将来的に中央レベルでの協力関係に発展する可能性もないとはいえない。「反保守党票が自己本来の政党にこだわらず保守党に勝つ見込みのある政党を選んで投票するという現象が広く起こり得る兆候がある。もしこの傾向が続くならば、保守党は国政選挙で勝利が手の届かないところに行きかねないことに気づくであろう。・・・自由民主党は確固たる基盤を築いた。・・・労働党はもたついている。英国は多党派政治時代に進んでいる。」（5／9日付け、サンデー・タイムズ紙）といった見方も出ている。

(4) メージャー首相は、上述の発言あるいは「単独支配はできないが、全体的には依然多くの議席がある。」（5／8日付け、タイムズ紙）といった発言に見られるように、今回のカウンティ議会選挙における保守党の地盤沈下をあまり悲観視していないようにも見受けられる。新内閣の政治運営と経済回復の状況次第で、国民の政府に対する信頼を取り戻し、政権の存続を図ることは十分可能と判断しているのかもしれない。

加えて、現在英国では、地方行政の構造改革が進められている。これは、ロンドン及び大都市圏以外のすべての地方圏においても、1998年までに段階的に、原則として現行の二層の地方団体に代えて唯一の地方団体を置き、一層制の地方政府構造を導入しようというもので、1992年地方自治法に基づき、既に第1グループ地域の見直し作業が始まっている。見直しの結果、現在のカウンティの多くが廃止されることは疑いない。新しく設置される地方団体にあっては、設置の1年前に新議会の選挙が実施される予定である。したがって、今回のカウンティ議会選挙の結果が、すべての地域で今後4年間にわたってそのまま影響を及ぼすわけではない。

いずれにしても、1997年に予定される次回の統一カウンティ議会選挙の実施自体を含め、構造改革が今後の地方選挙及び地方政治勢力にどう影響するのか、ここ当分は改革の進捗状況から目を離せないところである。

## 5 北アイルランドの選挙結果

(1) 北アイルランドでは、4年ごとに全26のディストリクト議会における統一地方選挙が実施される。選挙は単記移譲式投票による比例代表制で行われる。投票日は5月の第3水曜日であり、本年は5月19日に実施された。

(2) 連合王国の一部としてとどまることを主張する与党、アルスター統一党と民主統一党の獲得議席を合計すると301議席で、これは前回1989年の選挙と全く同数である。

民族主義運動組織を母体とし、北アイルランドとアイルランド共和国の再統一及び英國からの政治・経済的な独立を掲げるシン・フェイン党は、前回より18.6%の得票率の増加となった。同じくナショナリズムを標榜する社会民主労働党も、議席を5つ増やして126議席とした。ナショナリズムを掲げるこの2政党を合わせると、北アイルランドで全582議席の3割を占めることになる。結論的に、与党は現状維持、アイルランド統一を掲げる野党勢力は僅かながら議席を伸ばしたということができる（表4）。

表4 政党別選挙結果（北アイルランドのディストリクト）

政 党 名	今回獲得議席数	前回獲得議席数	増 減 数
アルスター統一党 (Ulster Unionist Party)	197	187	10
民主統一党 (Democratic Unionist Party)	104	114	-10
同盟党 (Alliance Party)	45	37	8
社会民主労働党 (Social Democratic and Labour Party)	126	121	5
シン・フェイン党 (Shinn Fein)	51	43	8
その他	59	80	-21

（注）ベルファスト・テレグラフ紙の集計による。

## 第2章 地方選挙のしくみ

### 1 統一選挙

英国の地方選挙(注1)(注2)(注3)は「1972年地方自治法 (Local Government Act 1972)」に基づき、1974年以降統一して実施されている。

(注1) 英国(イングランドとウェールズ)の地方団体は、1974年から1985年までは二層制をとり、上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれていた。1986年、法の改正により大ロンドン県及び大都市圏の県が廃止された。その結果ロンドンでは区のみの一層制、大都市圏ではディストリクトのみの一層制がとられたこととなった。その他の地方圏では、従来どおり上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれている。

以上をまとめると次の表のようになる。

	県	ディストリクト	ロンドン及びシティ
大都市圏(イングランド)	—	36	—
地方圏	イングランド 39	296	—
	ウェールズ 8	37	—
ロンドン	—	—	33
合 計	47	369	33

(注2) スコットランドでは、「1973年地方自治(スコットランド)法 (Local Government (Scotland) Act 1973)」により、リージョン(イングランド、ウェールズの県に当たる)とディストリクト(イングランド、ウェールズの地方圏ディストリクトに当たる)の二層制をとっている(島しょ部では一層制)。図示すると次のとおりとなる。カッコ内は団体数である。

リージョン(9) ————— ディストリクト(53)  
島しょ部団体(3)

(注3) 北アイルランドの場合、英國本土とは多少事情を異にしている。地方団体の組織は、「1972年地方自治(北アイルランド)法 (Local Government (Northern Ireland) Act 1972)」により、26のディストリクトからなる一層制をとっている。

以前は地方行政の管轄であった事務の多くが中央政府の機関や各種委員会に移行し、現在ディストリクトは公衆衛生事務、娯楽やレクリエーションの事務、娯楽施設等の設置許可、消費者保護、市場の管理やガス事業などを担当している。

保健医療、社会サービス、教育、図書館、住宅、消防等は各種委員会等が、他のサービスについては北アイルランド環境庁 (Department of the Environment for Northern Ireland) が事務を行っている。

通常毎年5月の第1木曜日が選挙日に当てられている。ただし、選挙のサイクルは地方団体の種類によって異なる。

- 県は4年に一度全議員が改選される。今年実施されたため、次回の選挙は1997年である。
- 大都市圏に所在するディストリクトは、県の選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。したがって、今後は1994年から3年連続して行われる。
- イングランド及びウェールズの地方圏ディストリクトは、4年に一度の全議員改選か、3年連続3分の1ずつ改選かのどちらかを選択できるようになっている。ただし、前者の場合は県の選挙年の中間年（例えば1995年）に実施され、後者の場合は県の選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。約3分の2に当たる216のディストリクトが前者（全議員改選）、残りの約3分の1である117のディストリクトが後者（3分の1改選）を採用している。
- ロンドン区（32区）は県と同様4年に一度の改選であるが、こちらは県の選挙年の翌年に実施される（次回の選挙は1994年）。シティーは毎年改選される。
- スコットランドのリージョンと島しょ部では、4年に一度全議員が改選される（次回の選挙は1994年）。ディストリクトも4年に一度の全議員改選であるが、リージョンと島しょ部の選挙年の中間年に行われる（次回の選挙は1996年）。
- 北アイルランドのディストリクトでは、4年ごとに全議員が改選されるが、選挙方式として単記移譲式投票による比例代表制が採用されている。投票日は5月の第3水曜日である。今年実施されたため、次回の選挙は1997年である。

以上をまとめると次の表のようになる。

イングランド及びウェールズにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
県 (47)	全議員改選				全議員改選
大都市圏(イングランドディストリクト) (36)		1/3改選	1/3改選	1/3改選	
地方圏(イングランド及びウェールズ) ディストリクト (333)		1/3改選 (約3分の1の団体)	1/3改選 (約3分の1の団体)	1/3改選 (約3分の1の団体)	
ロンドン区 (32)		全議員改選			

\* 同一ディストリクトで全議員改選及び3分の1改選の両方式を併用することも可能。  
スコットランドにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
リージョン(9) 島しょ部(3)		全議員改選			
ディストリクト (53)				全議員改選	

北アイルランドにおける今後数年間の選挙について

地方団体の種類(団体数)	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
ディストリクト (26)	全議員改選				全議員改選

この統一地方選挙は、国政に対する民意を測るバロメーターとして大きな意味を持つよ

うになっており、総選挙の時期を決める貴重な判断材料となっている。

## 2 選挙区と定数

- 県は、ディビジョン(Divisions) (注4)と呼ばれる選挙区に分けられ、各ディビジョンから1人の議員(Councillor)が選出される小選挙区制をとっている。
- イングランドとウェールズのディストリクト及び32のロンドン区は、ウォード(Wards)と呼ばれる選挙区に分けられ、各ウォードから通常1～3人（団体によっては4人以上のところもある）の議員が選出される。

(注4) 1つの県には平均して7～8のディストリクトがあり、県の選挙区であるディビジョンはディストリクトよりも小さな区域に分けられている。  
ディストリクトの選挙区であるウォードは、ディビジョンと一致する場合とディビジョンよりも小さな区域からなっている場合がある。
- 概ね、県は60～100人、大都市圏ディストリクトは50～80人、地方圏ディストリクトは30～60人、ロンドン区はほとんどの区で60人前後の議員からなる。
- スコットランドでは、リージョンと島しょ部の選挙区はディビジョンからなり、ディストリクトはウォードからなる。どちらも各選挙区から1人の議員が選出される。
- 北アイルランドでは、選挙区はウォードからなり、各ディストリクトはいくつかのウォードに分かれている。各ウォードから1人ないし複数の議員が選出される。

## 3 選挙権と被選挙権

- 以下の各事項を満たす者が選挙権を有する。
  - (1) 英国市民(British Citizens) (注5)、その他の英連邦市民(Commonwealth Citizens) (注6) 又はアイルランド共和国市民であること。
  - (2) 満18歳以上であること。
  - (3) 選挙人名簿に登録されていること。
  - (4) 法的欠格事項のいずれにも該当しないこと。

選挙人名簿への登録は選挙人登録官によって毎年行われ、そのためには10月10日現在でその議会が所在する地域の住民でなければならない（北アイルランドの場合若干異なる）。この登録は毎年2月16日に発効し、地方選挙だけでなく、国政選挙、欧州議会選挙にも有効である。また、法的欠格事項としては、精神病施設収容者、既決囚、

選挙での不正・不法行為で有罪判決を受けた者等が挙げられる。

- (注5) 1981年英國国籍法 (British Nationality Act 1981) により英國市民（完全な市民権を持つ）となるためには、次の4つのいずれかに該当する必要がある。
- (1) 英国で生まれるか養子となる場合（少なくとも一方の親が英國市民でなければならない）。
  - (2) 一方の親が英國市民である子。
  - (3) 英連邦市民又は英國保護領市民(British Protected Persons) で5年以上英國に居住している等英國市民として登録する資格がある者で、その登録を終えた者。
  - (4) 内務大臣が帰化を認めた者。
- (注6) 英国王を団結の象徴とする旧大英帝国植民地・保護領及び自治領の市民（英國市民を含む）。ただし、英国王を君主としないインド、パキスタンの国民も含む。現在、英連邦は、英國を除けば49か国からなる。

なお、1981年英國国籍法及び英國における市民権については章末を参照のこと。

- 被選挙権は、満21歳以上である英國市民、その他の英連邦市民又はアイルランド共和国市民にあるが、以下の事項のうち1つは満たしている必要がある。
- (1) 立候補しようとする議会の所在する地域の有権者として登録されていること。
  - (2) 候補者として推薦される日及び投票日以前の12か月間にわたり、所有者又は賃借者としてその地域の土地若しくはその他の不動産を占有していること。
  - (3) 直前の12か月間を通じ、その地域に主たる職業あるいは唯一の職業を持っていること。
  - (4) 立候補前の12か月間その地域の住民であること。
- しかし、以下の事項に該当する場合は立候補することができない。
- (1) 破産宣告を受けるか、債権者たちと交渉して示談にした場合。
  - (2) 議員が、違法かつ2,000ポンドを超える支出をしたり、又はさせたりしたことが判明した場合。
  - (3) 罰金をもって代えられない3か月以上の禁固刑を課せられたことが明らかになった場合。
  - (4) 当該地域において選挙運動で不正・不法行為により有罪であることが明らかになった場合（買収、有権者への不当な影響力の行使、詐偽投票、有権者を投票所へ運ぶ目的で車を用意すること、ポスターの無差別掲示、法定選挙費用の超過等を含む）。
  - (5) 地方団体の職員である場合（いくつかの例外はある）。
- また、北アイルランドの場合、テロリズムに対する宣誓をしなければならない。なお、各議会とも議員の任期は4年である。

#### 4 投 票

投票の方法は、普通・直接・平等・秘密投票である。有権者は、投票所で午前7時から午後9時まで投票することができるが、病気や自宅療養の場合、投票日に宗教儀式に従事している場合には郵送による投票も認められる。また、漁船員や軍人のような英国外で働いている有権者には代理人による投票が認められており、この代理人を指名することができる。「1985年人民代表法 (Representation of the People Act 1985)」では、旅行等で不在の者に対する不在者投票の規定を拡大している。

平均では、約2%の有権者が郵送や代理人による投票をしている。また約7%の成人が選挙人名簿への登録をしておらず、したがって投票の資格がない（この数字はコミュニティ・チャージとその登録制度の導入に伴って増加したといわれている）。

#### 5 選挙費用

立候補の際には、推薦者と後援者及び当該地域の他の8人の有権者の書面による支持が必要であるが、選挙事務の統括責任者の指名も必要とされる（候補者本人であっても差し支えない）。選挙事務の統括責任者は、候補者の選挙費用を正確に記録し、保管しなければならない。この記録は選挙管理官に提出され、法定限度額を超えているかどうか確認される。現在の限度額は、1選挙区ごとに192ポンドと、これに加えて有権者1人につき3.8ペンスである。

#### 6 シティー (The City of London) の選挙制度

シティーはロンドン市内のうちの約1平方マイルを占める1つの区にすぎない。しかし、シティーは英国で一番初めに成立した都市であり、ロンドン自体シティーを核としてその回りに発展してきたものである。そのため、シティーは1地方団体にすぎないが、他団体とは異なるしくみがとられており、選挙も他団体とは違う制度となっている。

シティーの運営は3つの会議(Court) でなされ、市長(The Lord Mayor of London)がこれらを統括する。3つの会議のうち実質的な行政機能を持つのは選挙された市会議員及び市長、長老議員からなる市会(The Court of Common Council) であり、これがディストリクト議会に相当する。

2番目の会議として、終身の長老議員(Aldermen)からなる長老会議 (The Court of Aldermen) があり、主な機能は市長の選任である。3番目の会議として、市長、長老議員、シェリフ（市長と中央犯罪裁判所における陪審員を世話する役員2名）、及びフリーメン（リバリー・カンパニー（ギルドの一種）の長老会員）、リバリーメン（リバリー・カンパニーの平会員）からなる市総会(The Court of Commonhall) があり、主な機能としては市長候補（2人）や幹部職員（シェリフ、収入役）の選任がある。

市議員の選挙は次のようにして行われる。

- 満18歳以上であることのほか、以下の事項のうちいずれかを満たす者が選挙権を有する。
  - (1) 英国市民、その他の英連邦市民又はアイルランド共和国市民でシティーに在住している者。
  - (2) 年10ポンド以上の非居住用レイト(Non Domestic Rate)を納税している不動産所有者(Freeholder)又は定期賃借権者(Leaseholder)。

有権者は現在約15,000人といわれている。
- 満21歳以上の選挙権を持つ者であれば被選挙権を有する。
- 選挙区はウォード(Wards)と呼ばれ、全部で25のウォードからなる。
- 議員の定数は132名である。
- 議員の任期は1年であり、したがって選挙は毎年行われる。

(参考) 1981年英国国籍法と市民権について

1981年英国国籍法は、市民 (Citizens) を次のように分類している。

- 英国市民  
(British Citizens)
- 英国植民地市民  
(British Dependent Territories Citizens)  
ポンコ、バーミューダ諸島等の住民
- 英国旧植民地市民  
(British Overseas Citizens)  
東アフリカに住むアジア人やマレーシアに住む中国人等
- 英国旧自治領市民 (注)  
(British Subjects)  
インド、パキスタン等の住民
- 英国保護領市民  
(British Protected Persons)  
主にブルネイの住民

英連邦市民  
(Commonwealth Citizens)

(注) “British Subjects”については、現在でもしばしば混同して用いられている。

元来 “British Subjects” は、英國王に忠誠を誓う人々すなわち「英國臣民」を意味し、1948年英國国籍法 (British Nationality Act 1948) の下では、英連邦市民 (Commonwealth Citizens) は同時に英國臣民 (British Subjects) でもあった。

しかし、1981年英國国籍法では、“British Subjects” はインド、パキスタンのような旧自治領に住む完全な英國市民権を持たない市民を指すようになり、彼らは英連邦市民の構成員とされている。

したがって、いわゆる「英國臣民」という意味での“British Subjects”とは明確に区別して用いる必要がある。 (British Nationality-The New Law-より)

上記の中で完全な市民権を持っているのは、英國市民だけである。その他の英連邦市民又は英國保護領市民で合法的に5年以上英國に居住した者は、登録することによって英國市民となり、初めて完全な市民権を得る。

選挙権、被選挙権のほか、社会保障や治安の保護を受けたり、一定の基準を満たせば警官、軍人や公務員になることができる等、基本的に英國市民とその他の英連邦市民の間に市民権について差異はないとしているが、政府は必要により英國市民でなければ市民権を剥奪することができる。つまり、英國市民以外の英連邦市民は不安定な市民権を有しているということができる。

また、1981年英國国籍法は、市民権について包括的な規定をしておらず、ただ入国及び定住の自由のみ定めているにすぎないため、個々の市民権については各々の法の定めによらなければならない。

## 「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ル	発刊日
第74号	1993年統一地方選挙	1993/ 8/31
第73号	コントラクト・シティ	1993/ 7/30
第72号	英国における地方議員と地方行政	1993/ 7/20
第71号	ロンドンの地方団体について	1993/ 7/12
第70号	フランスの地方公務員制度 ー第2部ー	1993/ 7/12
第69号	シティズン・チャーター ー現代版マグナカルタ?ー	1993/ 6/30
第68号	米国の成長管理政策(2)ー州政府編ー	1993/ 5/20
第67号	米国の成長管理政策(1)ー総論・地方政府編ー	1993/ 5/20
第66号	フランスの地方公務員制度 第1部	1993/ 3/31
第65号	英国の学校における日本教育	1993/ 3/31
第64号	ニューヨーク州スカースデール村(米国地方自治の現場 III)	1993/ 3/25
第63号	フランスにおける日本語教育の現状と課題	1993/ 3/25
第62号	サウスカロライナ州(米国地方自治の現場 II)	1993/ 3/12
第61号	米国固定資産税制度概要とプロポジション13にかかる連邦最高裁憲法審理	1993/ 2/26
第60号	英国の公共サービスと強制競争入札	1993/ 2/26
第59号	米国地方政府の破産	1993/ 1/20
第58号	米国地方政府の新しい地域活性化政策	1992/12/25
第57号	欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」	1992/12/25
第56号	1992年米国大統領選挙等の概要(2)ー地方編ー	1992/12/25
第55号	1992年米国大統領選挙等の概要(1)ー連邦編ー	1992/12/25
第54号	ノルウェーの地方自治	1992/10/23
第53号	米国地方自治の現場 1 ーインディアナ州エルクハート市ー	1992/ 9/ 1
第52号	英国の1992年総選挙および統一地方選挙	1992/ 8/ 7
第51号	米国における広域行政について ーニューヨーク州、フロリダ州、カリフォルニア州ー	1992/ 8/ 7
第50号	英国の公益事業	1992/ 7/21